

五所川原市子ども医療費給付事業



● 給付対象年齢と給付内容

以下のすべての条件に該当する方が対象です。

- ・0歳～高校生年代の子ども（18歳になった年度末まで）
- ・子どもが、社会保険や国民健康保険などの医療保険に加入していること
- ・子どもがひとり親家庭等医療費の助成 または 生活保護を受けていないこと



対象者	給付内容	給付方法
0歳～高校生年代 (18歳になった 年度末まで)	入院・通院にかかる医療費 (保険外・入院時の食事代は除く)	現物給付 (受給資格証を提示す ると窓口でのお支払が なくなります)

● 受給資格証の交付申請に必要なもの

- ・子どもの加入医療保険が確認できるもの
【例】資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの保険情報が確認できる画面
- ・保護者、子どものマイナンバーがわかるもの

● ご注意いただきたいこと

● 受給資格証は毎回必ず医療機関にご提示ください。

- ・入院時は「限度額適用認定証」（保険者から交付されます）も提示してください。（確認できない場合は医療機関窓口でお支払後、後日助成されることとなります。）
- ・市外へ転出の際は、転出届時に受給資格証を必ずご返却ください。転出後に受給資格証を使用した場合は、保険診療分を後日請求させていただきます。
- ・附加給付金、高額療養費制度に該当する医療費がある場合は加入医療保険からの支給となります。（別途、保険者への手続きが必要です。）
- ・学校管理下でけがをした場合は、子ども医療費受給資格証は使用せず、医療機関窓口でお支払後、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ申請をしていただきますようお願いいたします。

● 医療機関窓口での支払があった場合

- ・現物給付の取扱をしていない医療機関（県外医療機関、整骨院 等）を受診した場合
- ・受給資格証の未提示により、医療機関窓口での支払があった場合

市役所へ償還払の申請をお願いします。申請の翌月以降に、指定された口座に振り込みします。

償還払の申請に必要なもの	申請期限
<ul style="list-style-type: none">・領収書原本（1か月分をまとめて）・子ども医療費受給資格証・子どもの加入医療保険が確認できるもの・父または母の普通預金通帳	診療の翌月から2年間 (郵送でも手続可能)

● 受給資格証の更新

受給資格証の有効期限は毎年7月31日となっており、自動更新します。

新しい受給資格証は、7月下旬までに、ご自宅に送付します。

ただし、未就学児の保護者で市で所得が確認できない方には別途手続をお願いすることがあります。

● 加入医療保険に変更があった場合

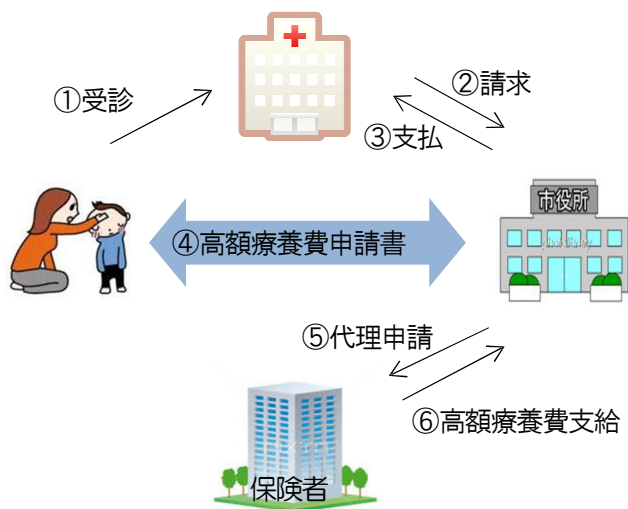
子どもの加入医療保険が確認できるものを持参のうえ、市役所へ届出をお願いします。

高額療養費等との調整について

1 か月にかかった医療費が一定の額を超えた場合、その超えた額が「高額療養費」として、加入する医療保険から支給されます。受給証を提示して受診した場合、医療費の一部負担金は市が負担していますので、高額療養費は市が直接医療保険に請求させていただきます。

その際、被保険者の委任状等が必要となりますので、対象となるかたには別途お知らせします。

また、被保険者の方が健康保険から直接、高額療養費の支給を受けた場合は、後日、市へ返還していただくことになります。



療養費を受けられることができる場合

- 療養費の対象となるもの
- ・ 医師の指示により「治療用眼鏡」「コルセット等の補装具」を購入したとき
 - ・ やむを得ない理由により、加入医療保険が確認できるもので治療を受けられなかったとき
 - ・ 骨折、ねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき
 - ・ あんま、マッサージ、はり、きゅう等の施術を受けたとき
 - ・ 生血の輸血をしたときの費用
 - ・ 海外渡航中に病気やけがで治療を受けたとき

表面「医療機関窓口での支払があった場合」の償還払申請の際の必要書類に加え、医療保険から通知される療養費の支給決定通知書を添付してください。

【 お問合せ先 】

〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1
五所川原市役所 子育て支援課 手当医療係
TEL：0173-35-2111（代表） 内線：2473

子育て支援課

